

■新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金 Q & A

厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」Q & A を一部抜粋して編集した内容を以下に記します。詳細内容は以下のアドレスで閲覧してください。

<https://farrier-sr.com/materials/159416126639303.pdf>



「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」とはどのような制度ですか？



新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により**中小事業主(※1)**に雇用される従業員が事業主の指示により休業し、休業中に**休業手当(※2)**を受けることができない場合に休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を従業員個人が受給できる制度です。

(※1)中小事業主とは

| 産業分類 | 資本金額 | 常時雇用する労働者数 |
|-------------|-----------|------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

これまで上記の中小事業主が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の対象でしたが、対象外だった**大企業**に日々雇用などのシフト制で雇用されている非正規雇用労働者も、休業手当を受け取れないと、この制度の対象となることになりました。



(※2)休業手当とは：従業員を会社の責任で休ませた場合に、会社が従業員に対し義務として支払わなくてはならない手当のことです。労働基準法26条において、「労働者を『使用者の責に帰すべき事由』により休業させる場合は、使用者は平均賃金の6割以上を『休業手当』として支払う義務を負う」と定められています。要するに、従業員を会社の責任で休ませた場合に支払い義務が発生するのが「休業手当」です



「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の対象者は誰ですか



- ・派遣元事業主の指示により休業しており、休業中に休業手当が受けられない労働者であれば対象となります。
- ・雇用保険に加入していない昼間学生のアルバイトでも給付金の対象となります。
- ・日雇労働者は、契約上は日々雇用であったとしても、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて更新により労働契約が継続されることを前提に事業主が労働者を休業させた場合には対象となります。
- ・時短営業などで勤務時間が短くなった労働者やシフトの日数が減少した労働者も対象となります。
- ・フリーランスの方は休業の前提となる雇用関係がないから対象とはなりません。



「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の対象となる休業について教えてください。



支援金・給付金の「休業」とは、事業主の指示により所定労働日に労働者を休ませるものをいいます。申請に当たっては、事業主の指示により労働者を休業させていることを確認します。



事業主の指示により休業していることをどのように確認するのでしょうか。



申請に当たって、事業主が当該労働者を休業させており、休業手当の支払いを行っていないことを証明していただくこととなります。具体的には労使共同で「支給要件確認書」を作成していただくことにより確認することとなります。



事業主の休業証明は絶対に必要でしょうか。協力してくれない場合、個人からの申請は可能でしょうか。



労働者が事業主に申し出たにもかかわらず、事業主が休業証明を拒むようなケースが生じた場合は、申請にあたってその旨申告します。具体的には「支給要件確認書」の事業主欄の事業主名欄に事業主の協力が得られない旨をその背景となる事情とともに記載します。



給付額の算定方法を教えてください



- ・算定対象となる**休業前賃金**は月ごとの給与の総支給額(税・社会保険料控除前の基本給と残業手当などの諸手当の合計。但し、賞与は除きます)です。算定は過去6か月のうち**任意の3か月分**の賃金を90で除して算定(上限11,000円)します。
- ・「**休業前賃金**」とは休業を開始した月より前に実際に支払われた賃金を指します。例えば、4月からの休業であれば、3月以前に実際に支払われた賃金が「休業前賃金」となります。以下にその事例を記します。
 - 4月10日から休業
 - 給料(3月：30万円、2月：25万円、1月：28万円、12月：26万円)
青色3か月を選択しました。
 - $(30万円 + 28万円 + 26万円) \div 90日 = 9,333円$ → 「休業前賃金」日額
※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。

受給額算定計算事例

上記、事例により算定された「休業前賃金」日額の8割に休業期間の日数を乗じた額を受給できます。

- 休業前賃金日額：9,333円。
支援金・給付金日額： $9,333円 \times 0.8 = 7,466円$
※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 5月1日～5月31日まで休業
(全期間休業しており、就労等していない場合)
受給額： $7,466円 \times 31日 = 231,446円$ 。